

事務連絡
令和6年9月11日

法務局民事行政部首席登記官 殿
地方法務局首席登記官 殿
東京法務局民事行政部電子認証管理官 殿（参考）

法務省民事局民事第二課 ■■■ 補佐官
法務省民事局商事課 ■■■ 補佐官

郵便料金の変更に伴う不動産登記事務及び商業・法人登記事務の取扱い
について

郵便料金については、別添のとおり本年10月1日から変更されるところで
すが、当該変更に伴う不動産登記事務及び商業・法人登記事務（電子証明書の
発行申請に係る事務を含む。）の取扱いについては、下記のとおりとしますの
で、連絡します。


なお、本事務連絡の内容は、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士
会連合会にも周知するほか、法務局ホームページに掲載することとしています
ので、申し添えます。

記

1 不動産登記及び商業・法人登記の登記申請人等又は登記事項証明書の交付
請求人（以下「申請人等」という。）が、登記完了書類等又は登記事項証明
書等の郵送による交付のため、変更前の郵便料金（以下「旧料金」という。）
に相当する額の郵便切手を登記所に提出した上で登記の申請等又は登記事項
証明書等の交付の請求（以下「申請等」という。）を行い、本月30日まで
に受付がされた場合には、その発送が本年10月1日以降となる場合であっ
ても、申請人等は、旧料金を負担すれば足りるものとする。

なお、本年10月1日以降に申請等の受付がされたものについては、申請
人等が負担すべき郵便料金は、変更後の郵便料金（新料金）とする。

2 本月30日17時15分までに登記・供託オンライン申請システムにより
郵送による交付の請求の受付がされた商業・法人登記の登記事項証明書等の
交付請求に関する事務のうち、請求の受付時に登記所職員による審査が必要
となるもの（代表者事項証明書のオンライン交付請求及び印鑑証明書のオン



ライン交付請求等の登記・供託オンライン申請システム上の処理状況が「審査待（自動判定外）」となるものについては、登記所職員による審査処理の完了後に手数料が算定され、当該手数料額が申請人等に通知されることから、当該請求については、本月30日17時45分までに、当該審査処理を完了する必要があるので、留意すること。